

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成25年10月24日(2013.10.24)

【公開番号】特開2013-63990(P2013-63990A)
 【公開日】平成25年4月11日(2013.4.11)
 【年通号数】公開・登録公報2013-017
 【出願番号】特願2012-245875(P2012-245875)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/894 (2006.01)
 A 6 1 K 8/06 (2006.01)
 A 6 1 K 8/891 (2006.01)
 A 6 1 K 8/29 (2006.01)
 A 6 1 K 8/19 (2006.01)
 A 6 1 Q 1/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/894
 A 6 1 K 8/06
 A 6 1 K 8/891
 A 6 1 K 8/29
 A 6 1 K 8/19
 A 6 1 Q 1/02

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月4日(2013.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) ジメチコーン架橋ポリマーを含んでなる非乳化性の非被覆シリコーンエラストマー、(i i) シクロペンタシロキサン、ジメチコーン、ポリジメチルシロキサン、フェニルトリメチコーン、及びトリメチルペンタフェニルトリシロキサンからなる群から選択される前記エラストマー用の溶媒、(i i i) アミノ酸処理顔料、ペルフルオロ処理顔料、及びトリアシルチタン酸モノアルコキシ処理顔料からなる群から選択される非シリコーン化合物処理顔料、及び(i v) シリコーンポリエーテルを含んでなる乳化剤を含むエマルション形態の化粧品用組成物。

【請求項2】

前記エラストマーの量が、前記組成物の全重量の0.1%~15%である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記ペルフルオロ処理顔料が、C9-C15フルオロアルコールホスファート処理顔料を含む、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

前記トリアシルチタン酸モノアルコキシ処理顔料が、トリスステアロイルチタン酸イソプロピル処理顔料を含む、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項5】

前記アミノ酸処理顔料がN-アシル-グルタミン処理顔料を含む、請求項1又は2に記載

の組成物。

【請求項 6】

それぞれが異なる色を有する二種以上の処理顔料を含有する、請求項 1 から 5 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記顔料が、酸化鉄、二酸化チタン、又は酸化鉄と二酸化チタンを含む、請求項 1 から 6 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記酸化鉄が黄酸化鉄、黒酸化鉄、赤酸化鉄又はそれらの混合物を含む、請求項 7 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記乳化剤がポリアルコキシル化シリコーンエラストマーを含む、請求項 1 から 8 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 10】

水及び / 又は水混和性溶媒をさらに含有する、請求項 1 から 9 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 11】

非揮発性油をさらに含有する、請求項 1 から 10 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 12】

サンスクリーン剤をさらに含有する、請求項 1 から 11 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 13】

ファンデーションの形態である、請求項 1 から 12 の何れか一項に記載の組成物。

【請求項 14】

ケラチン基体にメイクアップを適用するための方法において、請求項 1 から 13 の何れか一項に記載のエマルジョン形態の化粧品用組成物を基体に適用することを含む方法。

【請求項 15】

基体が皮膚である、請求項 14 に記載の方法。